

地方公共団体における施設種別の太陽光発電の導入目標の設定について（案）

令和 5 年 9 月 27 日
公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すこととされており、「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定）においては、地方公共団体保有の建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入等について、国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて、率先的な取組を実施することとされている。

また、「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表）における 2030 年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、公共部門を率先して実行することで 6.0GW 分の導入が見込まれている。

その上で、「規制改革実施計画」（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）においては、関係省庁において、地方公共団体の施設種別に、kW（設備容量）ベースでの 2030 年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し PDCA を回す仕組みを構築するとともに、地方公共団体に対して支援や助言、情報提供等を実施することとされた。

これらを踏まえ、地方公共団体が保有する施設における太陽光発電の導入について、以下のとおり目標設定を行い、取組を進めることとする。

1. 基本的な考え方

我が国の 2030 年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの最大限の活用について取り組むことが不可欠であり、特に比較的短期間での設置が可能な太陽光発電については、政府施設をはじめ地方公共団体を含めた公共部門全体における率先導入が必要な状況にある。

このため、地球温暖化対策計画、規制改革実施計画等を踏まえ、関係省庁において、PDCA を回しながら必要な取組を行うこととする。この際、関係省庁が地方公共団体における太陽光発電の導入の推進を図るべく、施設種別の目標を策定する。

2. 目標の設定について

(1) 設置可能な建築物、敷地（ポテンシャル）の考え方について

地方公共団体における太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた「令和4年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」（以下「施行状況調査」という。）において、簡易判定基準を定めている（参考）。なお、地方公共団体の簡易判定基準については、「地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画に関する2021（令和3）年度実施状況調査」内の簡易判定基準に準じつつ地方公共団体の回答負担等を考慮したうえで設定。

本基準を踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、以下のように整理することとする。

建築物：太陽光発電の設置にあたって、主要な建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷地：上記建築物に付属する敷地について、簡易判定基準で○判定（設置可能性が高い）、△判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

簡易判定基準に基づく調査は、建築物に関しては2022（令和4）年度の施行状況調査が初回であり、敷地に関しては2023（令和5）年度の施行状況調査が初回であるが、簡易判定基準で○判定、△判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合もあると考えられる。また、×判定となった建築物、敷地についても、追加で設置される場合が考えられる。そのため、今後も調査を継続的に行い、必要に応じて、簡易判定基準や、設置可能な建築物・敷地の考え方を適切に見直すこととする。

また、施行状況調査において調査する施設種別は下記のとおり（詳細は別紙を参照。）。

市民文化系施設、社会教育系施設、社会体育施設、幼稚園施設、小中学校施設、特別支援学校施設、高等学校施設、児童福祉施設、社会福祉施設、医療施設、行政施設、消防施設、警察施設、公営住宅、廃棄物処理施設、水道施設、下水道施設、その他施設

なお、ペロブスカイト太陽電池のような新技術について、現時点では考慮していないが、今後実用化された際にはこれまで設置できなかった箇所に設置できるようになる可能性があるため、新技術の詳細が明らかになった段階で、改めて検討する。

（２）地方公共団体における導入ポテンシャルについて

2022（令和４）年度の施行状況調査において、建築物について調査を行ったが、太陽光発電導入ポテンシャルの設問に対する回答率が 35.8%と低率にとどまっており、また、令和４年度の施行状況調査時点では敷地に関する調査は行っていないことから、地方公共団体における導入ポテンシャルの全体像が十分に把握できていない状況にある。

なお、これら回答のあった地方公共団体における太陽光発電の新規に設置が可能な導入ポテンシャルの合計は、約 4.1GWであった。

（３）施設種別の目標設定について

地方公共団体における導入ポテンシャルについて全体像の把握が十分にできていない状況にあることから、今年度（令和５年度）の施行状況調査において、関係省庁の協力も得て回答率を向上させた上で、敷地の導入ポテンシャルも含めた調査結果をとりまとめることとする。その結果を踏まえ、政府保有施設の目標設定の考え方に準じる形で、年度内に、関係省庁において、地方公共団体の保有施設に関し、施設種別に kW（設備容量）ベースでの導入目標を設定することとする。

３．取組の進め方

施設種別の導入目標を設定し、PDCA を回すためには、施行状況調査の回答率を高めることが不可欠であることから、関係省庁で連携して、地方公共団体の所管部局に対し施行状況調査の当該設問への回答率向上を促し、全体像の十分な把握に努めることとする。

また、太陽光発電の最大限の導入に向けては、目標設定とあわせ、計画的に取組を進める必要があることから、関係省庁で連携して、地方公共団体の所管部局に対して、支援や助言、情報提供等を実施する。

施行状況調査における施設分類一覧表（令和５年度）

分類 ※多くの地方公共団体で 所有している公共施設	施設の定義 ※1	主な対象建築物 ※以下に示す以外に面積の大きな建築物がある場合は団体のご判断により追加ください。
市民文化系施設	・主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設（市民会館、市民ホール、市民文化センター）	本館、別館、ホール
社会教育系施設	・講座の開設、講習会の開催など多様な学習機会の提供により、住民の教養の向上等を目的とした施設（公民館、社会教育センターなどの公民館類似施設） ・図書・記録等の資料の収集・保管、利用者への閲覧を目的とした施設（図書館・図書館分館） ・価値のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設（博物館、美術館、科学館、プラネタリウム、動物園、植物園、水族館、郷土資料館など） ・青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供することを目的とした施設（青少年教育施設） ・女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供することを目的とした施設（女性会館、女性センター等）	本館、別館、事務棟
社会体育施設	一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した屋内体育施設	延べ床面積が500㎡以上の水泳プール（屋内）、体育館、柔道場、剣道場、柔剣道場、空手・合気道場、その他の建築物※2
幼稚園施設	学校教育法に基づく公立の幼稚園 ※幼稚園、児童福祉施設（保育所、認定こども園）で重複のないように御注意ください	園舎
小中学校施設	学校教育法に基づく公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）	校舎、屋内運動場、寄宿舎※3、その他以下の条件を満たす建築物 ・2階建て以上または延床200㎡超
特別支援学校施設	学校教育法に基づく公立の特別支援学校	
高等学校施設	学校教育法に基づく公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）	
児童福祉施設	保育所、認定こども園 ※保育所、認定こども園は、幼稚園と重複のないように御注意ください 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援事業所※4	園舎・本館・別館
社会福祉施設	社会福祉を目的として設置された施設（児童福祉施設を除く） 保護施設（授産施設、救護施設）、障害福祉施設（障害者支援施設、身体障害者福祉センター）、老人福祉施設（介護保険施設、老人福祉センター、老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センター、老人憩いの家）、福祉事務所、福祉会館等	本館・別館
医療施設	医療法に基づく病院、診療所	本館、別館
行政施設	地方公共団体の機関（都道府県・市区町村の首長部局・議会・教育委員会などの行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合）が入居する施設	本庁舎、支所、議場
消防施設	消防の用に供する施設 （消防本部、消防署、分署・出張所、消防学校）	庁舎（消防本部・消防署・分署・出張所）、訓練施設、車庫、校舎、体育館
警察施設	警察の用に供する施設 （警察本部、分庁舎、警察署、分署、交番、機動隊、警察学校、運転免許センター）	庁舎、校舎、体育館、武道場、車庫、学生寮
公営住宅	公営住宅法に基づく公営住宅。集会所等の共同施設を含む。	公営住宅、共同施設
廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設 （ごみ処理施設、し尿処理施設）	焼却施設、堆肥化施設、破碎施設、選別施設、固形燃料化施設、し尿処理施設、最終処分場（管理棟等の建築物を有するものに限る）
水道施設	水道法に基づく水道施設。水道施設の敷地内に立地する管理棟等や、水道施設を管理するための事務所の建築物や敷地を含む。	浄水場、配水・ポンプ場、水道管理事務所
下水道施設	下水（汚水・雨水）の排除・処理を目的として設置された施設（排水施設、処理施設、ポンプ施設）	下水処理施設、汚泥処理施設、下水ポンプ場、下水道管理事務所
その他施設	上記の分類には含まれない建築物	-

※1 昨年度の調査から、施設定義を一部変更している施設分類がありますので、御回答の際には御注意ください。

※2 屋内体育施設の定義は、「体育・スポーツ施設現況調査 用語の解説」を確認ください。

※3 校舎、屋内運動場、寄宿舎の定義は、「公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目」を確認ください。

※4 児童発達支援事業所は児童福祉施設ではありませんが、調査においては児童福祉施設に含めてください。

○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
海岸からの距離	1km 未満	△
	1km 以上	○
平均積雪量	0cm～150cm 未満	○
	150cm～200cm 未満	△
	200cm 以上	×
建築物の廃止計画	2030 年度以前に廃止予定	×
	2030 年度より後に廃止予定、又は時期未定だが廃止予定	△
	計画なし	○
建築物が満たす耐震基準	新耐震基準	○
	旧耐震基準（耐震工事实施済）	○
	旧耐震基準（耐震工事未実施）	×
空きスペースの面積	20 m ² 未満	×
	20 m ² 以上	○
屋根形状、素材	陸屋根	○
	折板屋根	○
	傾斜屋根（瓦）	△
	傾斜屋根（金属）	○
	スレート屋根（大波スレート除く）	○
	大波スレート屋根	×
	曲面屋根	△
	テント式屋根	×
	ガラス、プラスチック（ポリカーボネート、塩化ビニル）、トタン等の素材	×
	その他	△
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	×

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
海岸からの距離	1km 未満	△
	1km 以上	○
平均積雪量	0cm～150cm 未満	○
	150cm～200cm 未満	△
	200cm 以上	×
敷地の廃止計画	2030 年度以前に廃止予定	×
	2030 年度より後に廃止予定、又は時期未定だが廃止予定	△
	計画なし	○
空きスペースの面積	20 m ² 未満	×
	20 m ² 以上	○
柵塀等の設置面積	柵塀等の設置の必要はない	○
	柵塀等の設置面積が確保可能	○
	柵塀等の設置面積が確保不可	×
	柵塀等の設置の必要性について未確認	△
日影	空きスペース全体が年間を通じて日影になる	×
	空きスペース全体が年間を通じて日影にならない	○
ソーラーカーポート等の建築物を要する場合の建築基準法の建ぺい率・容積率	敷地に導入する太陽光発電は建築物ではない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	○
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	×
	建ぺい率・容積率について未確認	△
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	○
	設備設置可能か未確認	△
	設備設置不可	×
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	×